

「儲け話にご用心！社債購入のために名義を貸してほしい。」

★★★★★だましの手口★★★★★

浄水器の取り扱いや浄水事業を行っているという会社から会社概要のパンフレットと同社の社債に関する購入申込書が自宅に届きます。

後日、大手総合商社の社員を名乗る男から電話があり「パンフレットが届いていませんか。それを持っている人だけが社債を購入できる」「当社はこの社債を購入したいので、あなたの名義を貸してほしい」と持ち掛けます。

名義貸しを承諾すると、その後、浄水事業会社の社員を名乗る男から「社債購入に関して名義貸しをしたことは犯罪になり、逮捕される」などと電話で脅され、トラブルの解決金を要求されます。

社債等の購入による儲け話を持ちかけ、その話を断ったことあるいは、名義貸しを理由に多額の現金をだまし取られる詐欺や不審電話の相談が多くなっています。このような詐欺に十分注意し、電話等があった時は、お金を準備する前に、必ず警察に相談してください。

金融商品等取引名目



「必ず儲かる」
「株や債権を買わないか」